様式第2号（第5条関係）

|  |
| --- |
| 命令書  第　　　　　号  年　　月　　日  住所  氏名　　　　　　　　　　様  熊本県産山村長　　　　　　　　　　印  あなたは、産山村環境美化条例第6条第2項（以下「条例」という。）の規定に違反し、飲料を販売する場所に回収容器を設置せず、これの維持管理が適正とはいえない状態にありますので、条例第9条第2項の規定に基づき　　年　　月　　日  午　　　時　　分までに回収容器を設置されますよう命じます。  記  1　命令書交付日時　　　　年　　月　　日　　午　　　時　　分頃  2　命令書交付場所　　産山村　　　　　大字 |
| （参考）  産山村環境美化条例抜粋  （事業者の責務）  第6条　事業者は空き缶等のごみの散乱防止のために、村の実施する施策に協力しなければならない。  2　事業者のうち、飲料を販売するものは、その販売する場所に空き缶、空き瓶その他飲料を収納していた容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。  第9条　村長は、事業者が第6条第2項の規定に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に維持管理するよう勧告することができる。  2　村長は、前項の規定により勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。  3　村長は、前項の規定により勧告に従うべきことを命じようとするときは、あらかじめ、当該者について、聴聞を行わなければならない。ただし、当該者が正当な理由なく聴聞に応じないときは、この限りではない。  （公表）  第14条　村長は、次の各号に該当する者について、その氏名及び内容を公表することができる。  ⑴　第8条第1項の規定に違反して空き缶等のごみを捨てた者  ⑵　第9条による命令に従わない者  ⑶　第13条による立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者 |

前

後

前

後